

しんきんテレホンバンキングサービス利用規定

足立成和信用金庫

しんきんテレホンバンキングサービス利用規定

1. しんきんテレホンバンキングサービス

- (1) 「しんきんテレホンバンキング」（以下「本サービス」といいます）とは、電話による依頼に基づき、振替、振込、定期預金作成などの手続きを行うサービスをいいます。
- (2) 本サービスの利用については照会、相談業務等の資金移動を伴わない業務はキャッシュカード発行済の口座を保有している方（以下「資金移動契約者」といいます）
- (3) 電話依頼はプッシュホンもしくはトーン切り替えしたダイヤルホンとします。携帯電話・PHSをご利用の場合、お取引の途中で回線が切断される恐れがあります。資金移動を伴うお取引には充分ご注意下さい。

2. 本人確認

- (1) 電話による本人確認は、次の(2)から(5)の方法によるほか、当金庫所定の方法により行うものとします。
- (2) 残高照会、入出金明細照会、商品照会等資金移動が伴わないサービスの場合、お取引の支店番号、科目、口座番号とその口座のキャッシュカード暗証番号により本人の確認を行います。
- (3) 資金移動契約者は当金庫に対して本人確認のため、申込書にて資金移動用暗証番号（以下「テレホンバンキング会員番号」といいます）を届け出るものとします。
- (4) 振替・振込、定期預金新約・入金・解約等、資金移動を伴うサービスの場合、上記(2)の他に事前に登録するテレホンバンキング会員番号により本人の確認を行います。
- (5) 以下の方法により本人の確認を行うこととします。
 - ①取引の依頼を行う場合、テレホンバンキングセンターへ架電し、支店番号、科目、口座番号、キャッシュカードの暗証番号およびテレホンバンキング会員番号にもとづく2桁の可変暗証番号を電話機より入力してください。
 - ②前項の入力を受信し、当金庫が認識した支店番号、科目、口座番号、キャッシュカードの暗証番号およびテレホンバンキング会員番号にもとづく、2桁の可変暗証番号が当金庫の登録内容と各々一致した場合には、当金庫は利用者または資金移動契約者からの依頼とみなし、取引の依頼を受け付けます。
 - ③自動応答音声サービスによる資金移動が伴う振替・振込等の取引については、当金庫で受信した利用口座番号およびキャッシュカードの暗証番号およびテレホンバンキング会員番号にもとづく、2桁の可変暗証番号が当金庫の登録内容と各々一致した場合には、当金庫は資金移動契約者からの依頼とみなし、取引の依頼を受け付けます。
なお、可変暗証番号は取引受付時に当金庫所定の方法で指定することとします。
 - ④オペレータサービスによる資金移動が伴う振替・振込等の取引については、当金庫で受信した利用口座番号およびキャッシュカードの暗証番号およびテレホンバンキング会員番号にもとづく、2桁の可変暗証番号が当金庫の登録内容と各々一致した場合には、当金庫は資金移動契約者からの依頼とみなし、取引の依頼を受け付けます。
なお、可変暗証番号は取引受付時に当金庫所定の方法で指定することとします。
- (6) キャッシュカードの暗証番号、テレホンバンキング会員番号は、第三者に教えたり、容易に漏洩するような方法で書き残さないでください。
- (7) 当金庫は(4)により処理した場合、口座番号、キャッシュカードの暗証番号およびテレホンバンキング会員番号の盗難、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

3. 取扱要領

- (1) 本サービスの取扱日、取扱時間、取引の種類等は、当金庫ウェブサイトに掲載することとします。
- (2) 今後本サービスに追加される新サービスについては、新たな利用申込なしにご利用出来ることとします。

4. 資金移動取引の支払および入金口座

- (1) 振替・振込等資金移動を行うサービスの場合、本人確認時に使用した口座からその取引の金額を通帳、払戻請求番号または当座小切手なしに自動的に引き落としすることとします。
- (2) 定期預金解約および解約予約については、解約された定期預金の元金とともにあらかじめ指定された口座へ振り替え入金することとします。

5. 取引の依頼

- (1) 利用者または資金移動契約者は2. (4)の本人確認手続きを経た後、取引に必要な所定の事項を正確に伝達することで取引を依頼してください。
- (2) 当金庫が取引を受け付けた場合、利用者または資金移動契約者に対し、取引内容の確認を行いますので、依頼内容が正しい場合、確認した旨を伝えて下さい。前記依頼内容の確認が各取引に必要な時限までに行われた場合、取引の依頼が確定したものとみなし、手続きを行うこととします。
- (3) 振替・振込等資金移動の伴うサービスの場合、前項の取引依頼が確定した後、当該引き落としをもって取引が成立したものとします。
- (4) 前項以外のサービスについては、取引依頼の確定を持って取引が成立したものとします。
- (5) 依頼内容に不備があったとしても、これによって生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。

6. 照会サービス

- (1) 照会サービスは利用者ご本人からの電話にもとづき、本人名義預金の残高照会、入出金明細照会および本サービスで受け付けた振替・振込の内容を照会するものとします。
- (2) 残高照会、入出金明細照会については、本人確認時に使用した口座の照会とします。
- (3) 入出金明細照会の出力明細は2カ月以内の最新10明細とします。
- (4) 振替・振込依頼内容の照会は、本サービスで受け付けた振替・振込の内容を照会日を含めて14日間照会可能とします。
- (5) 利用者からの照会を受け付けて当金庫が既に回答した内容について、その後の取引により当金庫が変更または取消を行った場合、そのために生じた損害について当金庫は一切責任を負いません。

7. 振替・振込サービス

- (1) 振替・振込サービスは資金移動契約者からの電話にもとづき、あらかじめ指定された預金口座もしくは都度指定する口座へ入金するものとします。
- (2) 振替・振込の1日の限度は当金庫があらかじめ指定した金額の範囲とします。
- (3) 振替・振込の1回の限度は当金庫で指定した範囲で、資金移動契約時にお届けいただいた範囲とします。
- (4) 振替・振込を行う場合、当金庫の定める時間以降または、土曜、日曜および祝日（以下「休業日」といいます）に受け付けたものは、翌営業日の取扱とします。この時、振替、振込指定金額と、第11条に定める振替、振込手数料は受付日付で指定口座より振り替えることとします。
- (5) 振替・振込の依頼内容、利用者の意思を確認しますので、内容が正しい場合は、確認した旨を伝えてください。
- (6) 振替・振込資金の振り替えについては4. (1)によります。記帳しないことにより生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。
- (7) 次の各号に該当する場合、本サービスでのお取扱いはできません。当該お取引は取り消されたこととします。
 - ① 振替・振込金額と第11条の振込手数料金額との合計額または、振替金額が指定口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。
 - ② 利用者から支払指定口座への支払停止の届け出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ③ 差し押さえ等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不適と認めたとき。
- (8) 振替・振込取引において、依頼確認後の取消、訂正、組戻しはできません。ただし、当金庫がやむを得ないと認めた場合については、利用者から本サービス利用時に本人確認で使用した口座開設店にて訂正依頼番または組戻依頼番の提出を受け付けた上で、その手続きを行うこととします。

8. 総合口座定期預金新約・通帳式定期預金入金サービス

- (1) 総合口座定期預金新約、通帳式定期預金入金サービスは資金移動契約者の指定にもとづき、総合口座定期預金の新約または、通帳式定期預金への入金を行うこととします。なお、休業日については取扱を行いません。
- (2) 総合口座定期預金新約は、利用者が既に契約済みの総合口座に対して新たに定期預金を作成することとします。
- (3) 定期預金入金は、利用者が既に開設済みの通帳式定期預金に対し入金処理を行うこととします。
- (4) 定期預金新約・入金資金の振り替えについては4. (1)によります。記帳しないことにより生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。
- (5) 次の各号に該当する場合、本サービスでのお取扱いはできません。当該お取引は取り消されたこととします。
 - ① 定期預金新約・入金の金額が支払指定口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金

額を含みます) を超えるとき。

- ②利用者から支払指定口座への支払停止の届け出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
- ③差し押さえ等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不適と認めたとき。

9. 定期預金解約サービス

- (1) 定期預金解約サービスは、資金移動契約者の電話にもとづき、満期日以降の解約もしくは満期日以前の満期日での解約予約を行うこととします。
- (2) 定期預金の解約の限度額は当金庫が定めた範囲とします。
- (3) 解約予約依頼の受付は満期日以前の当金庫所定の日からできることとします。
- (4) 自動継続定期預金以外の口座に対しては、満期日以降に解約依頼があった場合、依頼を受けつけた時点（休業日の場合は翌営業日）で解約手続きを行うこととし、満期日以前に解約依頼を受け付けた場合、満期日に解約手続きを行うこととします。
- (5) 自動継続定期預金については、継続日以前に継続日指定の解約予約を受け付けることとし、継続日に解約手続きを行うこととします。
- (6) 定期預金を解約した、元利金は4. (2)によります。記帳しないことにより生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。
- (7) 次の各号に該当する場合、本サービスでのお取扱いは行えません。当該お取引は取り消されたこととします。
 - ①元利金の入金指定口座が解約済みの場合。
 - ②利用者から支払指定口座への支払停止の届け出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ③差し押さえ等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不適と認めたとき。

10. 諸届けサービス

- (1) 本サービスは利用者からの電話依頼にもとづき、当金庫が定めた届け出事項を変更する場合利用できることとします。
- (2) 本サービスにて住所変更を行った場合、本人確認時に使用した口座開設店にお届けいただいた住所を変更することとします。なお、融資、ローン、マル優等お取引内容により、本サービスによる住所変更ができない場合があります。この場合、利用者は口座開設店に届け出るものとします。
- (3) 本サービスにて通帳、印鑑、キャッシュカードの紛失、盗難等の事故届け以外は休業日の取扱はできません。
- (4) 本サービスにて通帳、印鑑、キャッシュカードの紛失、盗難等を受け付け、当金庫所定の手続きが終了した場合、該当口座からの支払取引を規制します。なお、手続き終了以前に生じた損害について当金庫は一切責任を負いません。
- (5) 通帳、印鑑、キャッシュカードの紛失、盗難等による支払取引制限の解除は本サービスでは行いません。支払制限の解除は当該口座開設店にて当金庫所定の手続きを行うことにより解除することとします。

11. 手数料

- (1) 本サービスの契約手数料は無料です。
- (2) 本サービスにおいて振替、振込を行った場合、店頭表示の振込手数料をお支払いください。
- (3) 振込手数料は、振込処理時に通帳、カード、払戻請求書または当座小切手の提出なしに振込資金の支払い口座から引き落としします。
- (4) 7. (8)により「組戻し」の取扱を行った場合、店頭表示の組戻し手数料を徴求いたします。

12. 通知、照会の連絡先

当金庫より利用者へ通知、照会をする場合、口座開設店にお届けされている住所、電話番号を連絡先とします。なお、お届けの住所、電話番号の不備または電話の不通等により通知、照会する事が出来なくても、これによって生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

13. 取引日付

本サービスで受け付けた取引については、受付日当日にて取引を取り扱うことを原則としますが、受付時間により、翌営業日の取扱となることがあります。なお、翌営業日の取引に関する預金金利については、取引実行日の金利を適用します。

14. 取引内容の確認

- (1) 本サービスによる取引で資金移動が伴う取引を行った場合は、利用者は速やかに預金通帳の記入を行い、取引の内容を確認してください。万一取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、直ちに当金庫までご連絡ください。
- (2) 取引内容、残高に相違がある場合において、利用者 と 当金庫の間に疑義が生じた時は、当金庫の機械記録の内容をもって処理することとします。

15. 取引内容の変更、撤回

依頼内容を変更、撤回する場合は直ちに、依頼を行った口座開設店にご連絡ください。なお、連絡の時期により、依頼内容の変更、撤回の出来ない場合があります。

16. 免責事項

- (1) 2. (4)により本人確認手続きを経た後取引を行った場合は、当金庫は架電者を利用者または資金移動契約者本人とみなし、暗証番号等の不正使用、盗聴その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。
- (2) 天災、火災、騒乱等の不可抗力、通信機器、回線、コンピューターの障害ならびに電話の不通等、当金庫の責めによらない事由により取扱が遅延したり不能となった場合、そのために発生した損害については、当金庫は一切責任を負いません。

17. 届け出事項の変更

- (1) 利用者は、届け出事項を変更する場合、その変更内容を当金庫に届け出ることとします。別途当金庫が定めた届け出事項は本サービスにて届け出ることができるものとします。
- (2) 届け出のあった氏名、住所宛に当金庫が通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかった場合でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (3) 届け出事項の変更は、当金庫の手続きが完了したときから有効とします。手続き完了前に生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

18. 解約

- (1) 本サービスは、当事者一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によることとします。
- (2) 次の各号の1つでも該当する場合には、資金移動契約者に通知することなく当金庫はいつでも本サービスを解約することができることとします。
 - ① 1年以上にわたり、本サービスにて、振替、振込が発生しなかった場合。
 - ② 資金移動契約者が本サービスで発生した手数料を支払わなかった場合。
 - ③ 住所変更等の届け出を怠るなど、資金移動契約者の責めに帰すべき事由によって、当金庫にお客様の所在が不明になったとき。

19. 既定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座を含む）、定期預金規定、当座勘定規定、当座貸越契約書、カードローン契約書、キャッシュカード規定、振込規定、口座振替規定等により取り扱います。

20. 規定の改定

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上